

令和6年6月八戸市議会定例会

提 出 議 案

6 月市議会定例会に付議すべき事件

議案第80号	令和6年度八戸市一般会計補正予算	別冊
議案第81号	令和6年度八戸市学校給食特別会計補正予算	別冊
議案第82号	八戸市過疎対策のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第83号	特別災害による被害者に対する八戸市市税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案第84号	八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第85号	八戸市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	13
議案第86号	八戸市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	15
議案第87号	八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	17
議案第88号	八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	19
議案第89号	八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の制定について	21
議案第90号	八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	23
議案第91号	八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	25

議案第92号	八戸市自動車乗車運賃等条例の一部を改正する条例 の制定について	27
議案第93号	処分事件の報告及びその承認を求めることについて	29
	(令和5年度八戸市一般会計補正予算の処分)	
議案第94号	処分事件の報告及びその承認を求めることについて	31
	(八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定の 処分)	
議案第95号	新たに土地が生じたことの確認について	45
議案第96号	新たに生じたことを確認した土地の区域の編入につ いて	47
議案第97号	青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変 更並びに青森県市町村総合事務組合同規約の変更につ いて	49

議案第82号

八戸市過疎対策のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市過疎対策のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年6月4日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除の対象となる設備の取得等に係る期限を延長するためのものである。

八戸市過疎対策のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

八戸市過疎対策のための固定資産税の特別措置に関する条例（令和3年八戸市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和6年4月1日から適用する。

議案第83号

特別災害による被害者に対する八戸市市税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別災害による被害者に対する八戸市市税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年6月4日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方税法の一部改正に伴い、市民税及び国民健康保険税の減免に係る合計所得金額の算定について所要の改正をするとともに、その他規定の整備をするためのものである。

特別災害による被害者に対する八戸市市税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

特別災害による被害者に対する八戸市市税減免の特別措置に関する条例（昭和51年八戸市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「補てんされる」を「補填される」に、「配当所得」を「配当所得等」に、「附則第35条の2第6項に規定する株式等」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等」に改め、「譲渡所得等の金額」の次に「、法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を加える。

第3条第1項の表中「当該面積」を「被害面積」に改める。

第4条の表中「流出」を「流失」に改める。

第6条第2項中「補てんされる」を「補填される」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第84号

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年6月4日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、市立学校の学校医等の公務上の災害に対する補償基礎額及び介護補償の額を引き上げるためのものである。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和36年八戸市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第2項第1号中「172,550円」を「177,950円」に改め、同項第2号中「77,890円」を「81,290円」に改め、同項第3号中「86,280円」を「88,980円」に改め、同項第4号中「38,900円」を「40,600円」に改める。

別表中

6,340円	8,085円	9,640円	10,810円	11,645円	12,388円
5,340円	6,310円	6,925円	8,028円	8,908円	9,370円

を

6,618円	8,283円	9,795円	10,923円	11,718円	12,438円
5,568円	6,470円	7,038円	8,093円	8,950円	9,398円

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第7条の2第2項の規定は、令和6年4月1日以後に支給すべき理由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき理由が生じた介護補償については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表の規定は、令和5年4月1日以後に支給すべき理由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき理由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。
- 4 令和6年4月1日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に改正前の八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「旧条例」という。）第7条の2第2項の規定に基づいて支給された介護補償は、新

条例の規定による介護補償の内払とみなす。

- 5 令和5年4月1日から施行日の前日までの間に旧条例別表の規定に基づいて支給された公務災害補償は、新条例の規定による公務災害補償の内払とみなす。

議案第85号

八戸市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

八戸市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定する。

令和6年6月4日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の課
税免除等の対象となる特別償却設備の新設等に係る期限の起算日である地方活力向上地域等
特定業務施設整備計画の認定日の期限を延長するためのものである。

八戸市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する
条例

八戸市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例（平成28年八戸市条例
第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第86号

八戸市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年6月4日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターに配置すべき常勤の職員について柔軟な配置を可能とするとともに、その他規定の整備をするためのものである。

八戸市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八戸市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例（平成26年八戸市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改める。

第3条第1項中「員数」の次に「（地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同条第2項の表以外の部分中「前項」を「第1項」に改め、同項の表おおむね1,000人未満の項及びおおむね1,000人以上2,000人未満の項中「前項各号」を「第1項各号」に改め、同表おおむね2,000人以上3,000人未満の項中「前項第1号」を「第1項第1号」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに前項第1号から第3号までに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ前項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、前項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第87号

八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の
制定について

八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定する。

令和6年6月4日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、自立支援計画の策定に係る
母子の意見聴取等の措置を講ずるとともに、保育所における保育士の配置基準について所要
の改正をし、その他規定の整備をするためのものである。

八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年八戸市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第30条中「ついて」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向」を加える。

第33条中「婦人相談所」を「里親支援センター、女性相談支援センター」に改める。

第36条第2項中「20人」を「15人」に、「30人」を「25人」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第36条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第36条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

議案第88号

八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年6月4日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、教育及び保育に従事する職員の配置基準について所要の改正をするためのものである。

八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年八戸市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項の表第1号右欄中「30人」を「25人」に改め、同表第2号右欄中「20人」を「15人」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第5条第3項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

議案第89号

八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を
改正する条例の制定について

八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年6月4日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、教育及び保育に従事する職員の配置基準について所要の改正をするためのものである。

八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を
改正する条例

八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年八戸市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「20人」を「15人」に、「30人」を「25人」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第3条第1項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第3条第1項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

議案第90号

八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年6月4日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、小規模保育事業所A型等における保育士及び保育従事者の配置基準について所要の改正をするとともに、その他規定の整備をするためのものである。

八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八戸市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第46条中「ものと読み替える」を削る。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

議案第91号

八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年6月4日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方税法施行令の一部改正に伴い、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の減額に係る基準を緩和するためのものである。

八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

八戸市国民健康保険税条例（昭和30年八戸市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第24条第1項中「22万円」を「24万円」に改め、同項第2号中「29万円」を「295,000円」に改め、同項第3号中「535,000円」を「545,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第3条第3項及び第24条第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第92号

八戸市自動車乗車運賃等条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市自動車乗車運賃等条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年6月4日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

基準賃率の上限及び片道普通旅客運賃の最低額を改定するとともに、通学定期旅客運賃の適用される期間の見直しをするためのものである。

八戸市自動車乗車運賃等条例の一部を改正する条例

八戸市自動車乗車運賃等条例（平成13年八戸市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「39円40銭」を「47円50銭」に改める。

第4条第1項第2号イを次のように改める。

イ 通学定期旅客運賃 次に定める額を上限として、その範囲内で管理者が定める額

(ア) 1箇月 片道普通旅客運賃額に60を乗じて得た額の4割引の額

(イ) 1箇月及び端数の日数（30日未満の日数をいう。以下同じ。） 1箇月の通学定期旅客運賃の額と片道普通旅客運賃額に2を乗じて得た額に端数の日数を乗じて得た額の4割引の額（以下「端数運賃額」という。）との合算額

(ウ) 3箇月 1箇月の通学定期旅客運賃の額に3を乗じて得た額の5分引の額

(エ) 3箇月及び端数の日数 1箇月の通学定期旅客運賃の額に3を乗じて得た額と端数運賃額との合算額の5分引の額

(オ) 6箇月 1箇月の通学定期旅客運賃の額に6を乗じて得た額の1割引の額

(カ) 6箇月及び端数の日数 1箇月の通学定期旅客運賃の額に6を乗じて得た額と端数運賃額との合算額の1割引の額

(キ) 1箇年 1箇月の通学定期旅客運賃の額に12を乗じて得た額の3割引の額

第5条中「170円」を「190円」に、「90円」を「100円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

議案第93号

処分事件の報告及びその承認を求めることについて
地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり処分したから報告し、承認を求める。

令和6年6月4日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

市税、地方交付税等の増額、市債管理基金等の積立て及び市債の決定等のため、令和5年度八戸市一般会計補正予算を定めることを処分したものについて、その承認を求めるものである。

処分第 8 号

令和 5 年度八戸市一般会計補正予算を定めることの処分について

令和 5 年度八戸市一般会計補正予算を次のとおり定めることを地方自治法第 179 条第 1 項の規定により処分する。

令和 6 年 3 月 29 日

八戸市長 熊 谷 雄 一

令和 5 年度八戸市一般会計補正予算 別冊

議案第94号

処分事件の報告及びその承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり処分したから報告し、承認を求める。

令和6年6月4日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方税法の一部改正に伴い、令和6年度分の個人市民税の特別税額控除に係る規定の整備、令和6年能登半島地震災害に係る個人市民税の雑損控除額等の特例の創設、令和6年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産税の税負担の調整その他所要の改正をすることを処分したものである。その承認を求めるためのものである。

処分第9号

八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定の処分について

八戸市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することを地方自治法第179条第1項の規定により処分する。

令和6年3月31日

八戸市長 熊 谷 雄 一

八戸市市税条例の一部を改正する条例

八戸市市税条例（昭和25年八戸市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第30条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第40条第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第40条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第122条の3第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第122条の3第3項中「によって」を「により」に改める。

附則第3条の5の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第3条の6 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り、以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第21条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第21条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の

有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

- 3 第1項の規定は、令和6年度分の第24条第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第24条の2第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第4条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附則第5条の4の次に次の4条を加える。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第5条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第5条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第21条の3、第21条の5から第21条の8まで、附則第3条の5第2項、附則第5条第1項、附則第5条の3の2第1項、前条及び附則第7条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第21条の6第2項、第27条の16第1項及び前条の規定の適用については、第21条の6第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第27条の16第1項中「課した」とあるのは「附則第5条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第5条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第5条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第27条の2の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第

1 項及び第 2 項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。) 及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額 (以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。) からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額 (以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。) がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を 4 で除して得た金額 (当該金額に 1,000 円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。) に 3 を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額 (以下この項において「第 1 期分金額」という。) に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第 27 条第 1 項に規定する第 1 期の納期 (以下この項、次項及び次条第 1 項において「第 1 期納期」という。) においてはその者の第 1 期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額以上であり、かつ、その者の第 1 期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第 1 期納期においてはしないものとし、第 27 条第 1 項に規定する第 2 期の納期 (以下この項及び次条第 1 項において「第 2 期納期」という。) においてはその者の第 1 期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第 27 条第 1 項に規定する第 3 期の納期 (以下この項において「第 3 期納期」という。) 及び同条第 1 項に規定する第 4 期の納期 (以下この項において「第 4 期納期」という。) においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第 1 期分金額とその者の分割金額に 2 を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第 1 期納期及び第 2 期納期においてはしないものとし、第 3 期納期においてはその者の第 1 期分金額とその者の分割金額に 2 を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第 4 期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者

の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においては、第4期納期においては、その者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

- 2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第27条の12第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第5条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第27条の13第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第5条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第27条の13第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第27条の14に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得

に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間

における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。
- 2 前項の規定の適用がある場合における第27条の15の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第5条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。
- 3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。
 - (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第27条の16第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
 - (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額

に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第27条の16第2項の規定により読み替えられた第27条の13第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第27条の15の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第5条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第27条の17第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第5条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第21条の3、第21条の5から第21条の8まで、附則第3条の5第2項、附則第5条第1項、附則第5条の3の2第1項、附則第5条の4及び附則第7条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第6条第2項中「前条」を「附則第5条の4」に改め、同条第3項中「第21条の8第1項」の次に「、附則第5条の5第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第21条の8第1項中に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第5条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第6条第2項及び」と、前条中「附則第5条の4及び」とあるのは「附則第5条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第8条の2第13項を削り、同条第12項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第15条

第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7分の6とする。

附則第8条の2中第16項を第17項とし、第15項を第16項とし、第14項の次に次の1項を加える。

15 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第8条の3第12項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第9条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第9条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第10条の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年

度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

第10条の3中「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第11条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第13条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第14条の3第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第14条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第14条の4第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第15条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第16条第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第17条第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条の2第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条の2第5項に次の1号を加える。

(5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条の3第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条の3第5項に次の1号を加える。

(5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第3条の5の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の八戸市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律

第226号。次項及び第4項において「旧法」という。) 附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第43号)の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第95号

新たに土地が生じたことの確認について

八戸市豊洲2の2、5に隣接する公有水面埋立地329.62平方メートルの土地が新たに生じたことを確認する。

令和6年6月4日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方自治法第9条の5第1項の規定により、公有水面の埋立ての完成による土地の確認をするためのものである。

議案第96号

新たに生じたことを確認した土地の区域の編入について

新たに生じたことを確認した八戸市豊洲2の2、5に隣接する公有水面埋立地329.62平方メートルの土地の区域を八戸市豊洲に編入する。

令和6年6月4日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方自治法第260条第1項の規定により、新たに生じたことを確認した土地の区域に字名を付けるためのものである。

議案第97号

青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、共同処理する事務のうち市町村税等の滞納整理に関する事務に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第2条第5号に規定する森林環境税に係る徴収金を加えることから、青森県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更するものとする。

令和6年6月4日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

当市が加入する青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務のうち市町村税等の滞納整理に関する事務を変更するため、同組合の共同処理する事務及び規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定により協議するものである。

青森県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

青森県市町村総合事務組合同規約（平成19年青森県知事許可）の一部を次のように変更する。
別表第2第10号イの項中「徴収金」の次に「、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第2条第5号に規定する森林環境税に係る徴収金」を加える。

附 則

この規約は、令和6年8月1日から施行する。